

独立行政法人から公益法人への契約以外の支出についての見直しの状況

様式8

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合)支出先法人が定める会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合)支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分		継続支出の有無
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター	5011105002256	公益社団法人日本プロサッカーリーグ	8010005018599	スポーツ振興投票対象試合安定開催のための支援経費	545,000,000		令和3年5月14日、 9月15日		公社	国認定	日本プロサッカーリーグは、スポーツ振興投票の実施等に関する法律第23条に基づき、「スポーツ振興投票対象試合開催機構」に指定されており、投票の対象となる試合を公正かつ円滑に行うために今後も必要な経費である。	有
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター	5011105002256	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会	7011105006239	スポーツ振興くじ助成金	568,161,000		令和3年5月27日、 令和4年3月24日		公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター	5011105002256	公益財団法人日本スポーツ協会	6011005003361	スポーツ振興くじ助成金	400,760,000		令和3年5月27日、 7月27日		公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター	5011105002256	公益財団法人日本オリンピック委員会	6011005003378	スポーツ振興くじ助成金	81,652,000		令和3年5月27日		公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター	5011105002256	公益財団法人日本レクリエーション協会	1010005016683	スポーツ振興くじ助成金	51,632,000		令和3年5月27日、 6月3日		公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター	5011105002256	公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構	8011505001508	スポーツ振興くじ助成金	469,197,000		令和3年5月27日、 7月27日、8月26日、 9月28日、10月28日、 11月25日、12月23日、 令和4年1月27日		公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める 会費一口当たりの 金額、もしくは最 低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の 区分	国認定、都道 府県認定の 区分		継続支出 の有無
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター	5011105002256	公益財団法人日本スポーツ仲裁機構	4011005002761	スポーツ振興くじ助成金	10,046,000		令和3年5月27日、 6月3日		公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター	5011105002256	公益社団法人日本カヌー連盟	9011005003037	スポーツ振興くじ助成金	10,272,000		令和3年6月3日		公社	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター	5011105002256	公益財団法人日本ゴルフ協会	2010005018596	スポーツ振興くじ助成金	10,869,000		令和3年5月27日		公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター	5011105002256	公益財団法人日本サッカー協会	8010005018665	スポーツ振興くじ助成金	103,154,000		令和3年5月27日		公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター	5011105002256	公益財団法人日本自転車競技連盟	3011005000304	スポーツ振興くじ助成金	10,161,000		令和3年6月22日		公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター	5011105002256	公益財団法人全日本柔道連盟	3010005018471	スポーツ振興くじ助成金	77,382,000		令和3年5月27日、 6月3日		公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める 会費一口当たりの 金額、もしくは最 低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の 区分	国認定、都道 府県認定の 区分		継続支出 の有無
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター	5011105002256	公益財団法人全日本スキー連盟	9011005000232	スポーツ振興くじ助成金	45,869,000		令和3年5月27日		公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター	5011105002256	公益財団法人日本セーリング連盟	4011005003776	スポーツ振興くじ助成金	32,887,000		令和3年6月22日		公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター	5011105002256	公益財団法人日本体操協会	7011005000309	スポーツ振興くじ助成金	232,832,000		令和3年5月27日、 6月3日		公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター	5011105002256	公益財団法人日本卓球協会	8011005003756	スポーツ振興くじ助成金	10,954,000		令和3年5月27日		公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター	5011105002256	公益社団法人日本トライアスロン連合	6011005003774	スポーツ振興くじ助成金	165,057,000		令和3年6月22日		公社	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター	5011105002256	公益財団法人日本バスケットボール協会	3011005003785	スポーツ振興くじ助成金	20,934,000		令和3年5月27日		公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める 会費一口当たりの 金額、もしくは最 低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の 区分	国認定、都道 府県認定の 区分		継続支出 の有無
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター	5011105002256	公益社団法人日本フェンシング協会	4011005000146	スポーツ振興くじ助成金	30,498,000		令和3年6月22日		公社	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター	5011105002256	公益社団法人日本ボート協会	2011005000148	スポーツ振興くじ助成金	39,481,000		令和3年6月22日		公社	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター	5011105002256	公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟	4100005010716	スポーツ振興くじ助成金	12,786,000		令和3年5月27日、 6月3日		公社	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター	5011105002256	公益財団法人日本ラグビーフットボール協会	2010405003181	スポーツ振興くじ助成金	70,097,000		令和3年6月22日		公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター	5011105002256	公益財団法人日本陸上競技連盟	5011005003503	スポーツ振興くじ助成金	18,184,000		令和3年5月27日		公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター	5011105002256	公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会	3011005003224	スポーツ振興くじ助成金	32,000,000		令和3年4月27日、 令和4年3月24日		公社	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める 会費一口当たりの 金額、もしくは最 低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の 区分	国認定、都道 府県認定の 区分		継続支出 の有無
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター	5011105002256	公益財団法人日本野球連盟	3010005004216	スポーツ振興くじ助成金	13,519,000		令和3年5月27日		公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター	5011105002256	公益財団法人ワールドマスターズゲームズ2021関西組織委員会	7120005017649	スポーツ振興くじ助成金	80,000,000		令和3年5月27日		公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター	5011105002256	公益社団法人日本プロサッカーリーグ	8010005018599	スポーツ振興くじ助成金	1,000,000,000		令和3年7月27日		公社	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター	5011105002256	公益財団法人日本バラスポーツ協会	7010005017932	スポーツ振興くじ助成金	50,922,000		令和3年5月27日、 6月3日		公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター	5011105002256	公益財団法人日本アイスホッケー連盟	6011005003527	競技強化支援事業助成金	10,000,000		令和3年6月22日		公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター	5011105002256	公益財団法人日本ソフトボール協会	2011005003761	競技強化支援事業助成金	17,116,000		令和3年5月27日		公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有

所管府省	支出元独立行政法人の名称	支出元独立行政法人の法人番号	交付又は支出先法人名称	契約の相手方の法人番号	名目・趣旨等	交付又は支出額 (単位:円)	(会費の場合) 支出先法人が定める 会費一口当たりの 金額、もしくは最 低限の金額 (単位:円)	交付又は支出日等 (支出決定日)	(会費の場合) 支出の理由等	公益法人の場合		点検結果 (見直す場合はその内容)	
										公益法人の 区分	国認定、都道 府県認定の 区分		継続支出 の有無
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター	5011105002256	公益財団法人日本ラグビーフットボール協会	2010405003181	競技強化支援事業助成金	10,031,000		令和3年6月22日、 令和4年3月24日		公財	国認定	スポーツの振興のため、スポーツ団体が行う事業や優秀なスポーツの選手、指導者の活動等に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター	5011105002256	公益財団法人日本オリンピック委員会	6011005003378	競技力向上事業助成金	4,698,677,000		令和3年5月18日、 5月24日		公財	国認定	国際競技力向上のため、競技団体等におけるオリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた日常的・継続的に行う活動に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有
文部科学省	独立行政法人日本スポーツ振興センター	5011105002256	公益財団法人日本パラスポーツ協会	7010005017932	競技力向上事業助成金	1,505,619,000		令和3年6月29日、 12月13日		公財	国認定	国際競技力向上のため、競技団体等におけるオリンピック・パラリンピック競技大会等に向けた日常的・継続的に行う活動に対して必要な支援を行うための助成であり、法令、交付要綱等に基づき適切に助成を行っているところである。	有

【記載要領】

(注1)「公益法人等」には、特例民法法人、公益社団・財団法人が含まれる。

(注2)「名目・趣旨等」には、その詳細を簡潔に記載すること。

(注3)「会費一口当たりの金額、もしくは最低限の金額」の欄は支出先法人が定める会費一口当たりの金額もしくは最低限の額を記載すること。

(注4)公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」をいう。